

議 案 第 40 号

摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件
摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月10日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(摂津市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 摂津市個人情報保護条例（平成5年摂津市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年摂津市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(摂津市手数料条例の一部改正)

第3条 摂津市手数料条例（平成12年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、個人番号カード」を削り、同号の表中カの項を削り、キの項をカの項とし、クの項をキの項とする。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。